

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 20 号に規定する固定式刺し網漁業かに網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-------|---------------------------------|--------------------------|-----------------|----------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 2 号、同第 3 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 8 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-------|---|--------------------------|-----------------|----------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 8 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 9 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-------|---|--------------------------|-----------------|----------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 12 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市南区島口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-------|---------------------------|--------------------------|-----------------|----------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 宇土市住吉町、網津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 有共第 19 号共同漁業権漁場内 | 5 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記 1 のとおり | 6 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記 2 のとおり | 6 月 1 日から 11 月 30 日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 八代市日奈久浜町、日奈久上西町、日奈久下西町、日奈久塩南町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-------|---------|--------------------|-----------------|----------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記3のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記4のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 上天草市大矢野町維和、登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記5のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 上天草市松島町合津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記6のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 上天草市姫戸町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-------|---------|--------------------|-----------------|----------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記7のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記6のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | かに網漁業 | 別記6のとおり | 6月1日から 11月30日まで | 許可証に記載されている総トン数 | 許可証に記載されている馬力数 | 1 天草市御所浦町御所浦、横浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

別記 1

操業区域

不知火海

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、火共第 2 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場内を除く。

ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台

イ 八代市大築島東端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

エ 葦北郡芦北町御立岬（只崎）

オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端

カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

キ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

ケ 上天草市大矢野町維和島東端

別記 2

操業区域

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、共同漁業権漁場内を除く。）及び火共第 3 号共同漁業権漁場内日奈久地先

- ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台
- イ 八代市大築島東端
- ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所
- エ 葦北郡芦北町御立岬（只崎）
- オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端
- カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所
- キ 上天草市松島町下大戸ノ岬
- ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻
- ケ 上天草市大矢野町維和島東端

火共第 3 号共同漁業権漁場内日奈久地先

次の甲、サ、シ、ス、乙及び丙、セを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市水島町と八代市日奈久新開町との境界
- 乙 八代市日奈久馬越町と八代市二見洲口町との境界
- 丙 八代市日奈久新開町流藻川・河口南堤防角
- サ 甲から八代船瀬頂点を見通した線上 909 メートルのところ
- シ 甲から上天草市樋島釈師岳山頂を見通した線とサから葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線とが交わる場所
- ス 乙から真方位 301 度 40 分、2,727 メートルのところ
- セ 流藻川・河口北堤防角

別記 3

操業区域

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、共同漁業権漁場内を除く。）及び火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先

- ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台
- イ 八代市大築島東端
- ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所
- エ 葦北郡芦北町大字田浦町御立岬（只崎）
- オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端
- カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所
- キ 上天草市松島町下大戸ノ岬
- ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻
- ケ 上天草市大矢野町維和島東端

火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先

次の甲、A、B、C、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 葦北郡芦北町海浦と同町鶴木山との境界
- A 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、2,727 メートルのところ
- B 芦北町沖合柴島北西端
- C 葦北郡芦北町海浦と同町鶴木山との境界沖合の白神瀬北西端

別記 4

| 操業区域 | 操業期間 |
|---|----------------------------|
| <p>不知火海 次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、共同漁業権漁場内を除く</p> <p>ア 宇城市三角町（以下、「三角町」という）戸馳島片島灯台 イ 八代市大築島東端 ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所 エ 芦北郡芦北町御立岬（只崎） オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端 カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所 キ 上天草市松島町下大戸ノ岬 ク 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）上大戸ノ鼻 ケ 大矢野町維和島東端</p> | <p>6月1日から 11月30日まで</p> |
| <p>次のコ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>コ 三角町戸馳島大崎より245度、181.1メートルのところ サ 大矢野町登立塔崎の鼻より75度、720メートルのところ シ 大矢野町禿島西端より270度、180メートルのところ ス 大矢野町横島北端より90度、180メートルのところ セ 大矢野町笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点 ソ 大矢野町上大戸ノ鼻より270度、900メートルのところ タ 上大戸ノ鼻より225度、720メートルのところ チ 上大戸ノ鼻より185度、540メートルのところ ツ 上大戸ノ鼻より135度、900メートルのところ テ 大矢野町維和島最東端より130度、900メートルのところ ト 三角町戸馳灯台より142度、663.57メートルのところ ナ 三角町戸馳灯台より205度、181.1メートルのところ</p> | <p>6月1日から 10月31日まで</p> |

別記 5

操業区域（松楠地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杓島北西端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 5 松島町合津と松島町町阿村との境界点の位置

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 基点 3 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ク 基点 3 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点

コ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

サ 基点 4 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 4 から 540 メートルのところ

シ 基点 4 から真方位 275 度、360 メートルのところ

ス 松島町前島北端から真方位 10 度、54 メートルのところ

セ 松島町前島東端から 90 度、90 メートルのところ

ソ 基点 5 から真方位 310 度、200 メートルのところ

タ 松島町教良木園部新地樋門中央

チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ 242 度の線が対岸と交わる場所

別記 6

操業区域

不知火海

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台

イ 八代市大築島東端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

エ 葦北郡芦北町田浦町御立岬（只崎）

オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端

カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

キ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

ケ 上天草市大矢野町維和島東端

別記 7

操業区域（不知火海、樋島地先）

不知火海

次のア、イとウ、エ、オとカ、キとク及びケとアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く

ア 宇城市三角町戸馳島片島灯台

イ 八代市大築島東端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

エ 芦北郡芦北町大字田浦町御立岬（只崎）

オ 上天草市龍ヶ岳町樋島北端

カ エからオを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

キ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ク 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

ケ 上天草市大矢野町維和島東端

樋島地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町と上天草市姫戸町との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（上天草市龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町大字田浦町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町大字田浦町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 上天草市龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と上天草市姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 上天草市姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 上天草市龍ヶ岳町山下の鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 上天草市龍ヶ岳町和田鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 上天草市龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 上天草市龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 上天草市龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点